

防犯カメラシステムの録画映像閲覧に関する細則

本細則は管理規約第18条に定める使用細則とする。

第 1 条（適用範囲及び趣旨）

防犯カメラシステム（以下本システムという。）とは、グリーンシティ敷地内に設置した固定防犯カメラ及び記録装置に付随する一連の設備のことをいう。ただし、各住戸で受信できるライブ映像を提供するネットワークカメラシステムは本細則の適用外とする。

また、本システムの適正な利用に関する基本的な事項を定めることにより、居住者等のプライバシー保護を図る。

第 2 条（録画映像閲覧の申請方法）

録画映像閲覧を申請できるのはグリーンシティ居住者、公的機関及び団地管理組合法人が認めた者とする。また、録画映像閲覧を望む申請者は別添の申請書に必要事項を記入し団地管理組合法人に申請する。

第 3 条（閲覧の許可）

録画映像閲覧は申請書に基づき、管理組合運営上必要と認めた場合に団地管理組合法人が許可する。

第 4 条（録画映像の閲覧）

録画映像の閲覧は申請書に基づき予め団地管理組合法人が確認した上、必要箇所の閲覧を許可する。閲覧を許可された申請者は、複数人の管理組合役員立会いの下閲覧することができる。

また、公的機関に対しては録画メディアを貸し出すことができる。ただし、居住者に対する貸し出しは行わない。

第 5 条（守秘義務）

本システムにより知り得た情報は善良なる管理者の注意義務をもって管理する。

第 6 条（改 廃）

本細則の改廃は理事会の決議を経たのち、団地総会の決議を得るものとする。この場合において団地総会の決議は、組合員総数の2分の1以上、議決権総数の2分の1以上の賛成を要する。